

子ども・子育てに関すること

1 子育て・保育・居場所

日常的	
就学前	
幼児教育・保育の無償化	P40
認可保育所等	P40
川崎認定保育園等保育料補助	P41
幼稚園	P42
幼稚園類似施設利用料等補助金	P42
小学生	
わくわくプラザ	P42
子育て支援・わくわくプラザ事業	P42
こども文化センター	P43

一時的	
就学前	
病児・病後児保育施設	P43
一時保育	P43
地域子育て支援センター事業	P43
子育て悠遊ひろば(母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業)	P44
就学前～小学生	
ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)	P44
ふれあい子育てサポート事業	P44
日曜日保育	P45
子育て支援サービス(シルバー人材センター)	P45
子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)	P45

2 育児の悩み相談やサポート

相談	
母子・父子福祉センターサン・ライヴ	P11
地域子育て支援センター事業	P43
子育て悠遊ひろば(母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業)	P44
児童相談所	P14
児童家庭支援センター	P14
各種相談窓口	P64

サポート	
ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)	P44
ふれあい子育てサポート事業	P44
日曜日保育	P45
子育て支援サービス(シルバー人材センター)	P45
子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)	P45
産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業	P46
産後ケア事業	P47
栄養食品支給	P47

ひとり親家庭のライフステージに応じた主な支援制度

子ども・子育てに関すること	就学前		小学生	中学生	高校生	大学等	
	0～2歳	3～6歳				20歳未満	20歳以上
	給付、補助減免	貸付	減免				
保育所等	P40						
幼稚園	P42						
放課後の居場所		P42					
一時預かりや保育園などへの送迎		P43～					
子どもの遊び場、育児相談ができる	P43						
放課後の学習支援・居場所			P58				
貸 学費					P48		
給 授業料					P50		
免 給 入学金・授業料						P53	

※教育費に関することはP48～57をご覧ください。

3 子どもの就学等に関すること

小学校・中学校

給付

就学援助	P48	神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金	P52
------	-----	---------------------	-----

高校

奨学金等一覧 (P56、57) も併せてご覧ください。

免除・給付

川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学科」等の免除	P49
県立高校入学検定料等免除・一部補助制度	P49
川崎市高等学校奨学金	P49
高等学校等就学支援金／高校生等臨時支援金	P50
私立高等学校等生徒学費補助金	P51
神奈川県高校生等奨学給付金	P51
ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金	P24

貸付

<u>有利子</u>	
国の教育ローン	P54
<u>無利子</u>	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (就学支度資金・修学資金)	P48
神奈川県高等学校奨学金	P50
あしなが奨学金	P54
交通遺児育英会奨学金	P55
生活福祉資金 (教育支援資金)	P55

大学

奨学金等一覧 (P56、57) も併せてご覧ください。

減免・給付

高等教育の修学支援新制度	P53
--------------	-----

貸付

<u>有利子</u>	
日本学生支援機構奨学金 (第二種)	P54
国の教育ローン	P54
<u>無利子</u>	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (就学支度資金・修学資金)	P48
川崎市大学奨学金	P53
日本学生支援機構奨学金 (第一種)	P54
あしなが奨学金	P54
交通遺児育英会奨学金 (一部給付あり)	P55
生活福祉資金 (教育支援資金)	P55

その他

給付

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	P31
--------------------	-----

貸付

母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (修業資金等)	P55
--------------------------	-----

奨学金等一覧

P56

4 学習サポート・生活習慣習得支援

小学校・中学校

ひとり親家庭等学習支援・居場所づくり事業	P58
----------------------	-----



1 子育て・保育・居場所

(1) 幼児教育・保育の無償化

子育てに関わる経済的負担を軽減するため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもたちの利用料が無償化されました。

制度の詳細や手続き方法等については、市ホームページを御覧になるか、または、幼保無償化事務センターへお問合せください。

施設種別	対象者	保育の必要性	利用料の無償化対象(上限)額
認可保育所 認定こども園(保育所部分) 地域型保育事業	0～2歳児 (非課税世帯のみ) 3～5歳児	あり	全額
認可外保育施設等 ●川崎認定保育園 ●年度限定型保育 ●地域保育園 ●一時保育 ●病児・病後児保育 ●子育てサポート事業	0～2歳児 (非課税世帯のみ) 3～5歳児	あり	月額42,000円まで 月額37,000円まで
施設型給付幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	満3歳(※1)～5歳児	なし	全額
幼稚園・認定こども園の預かり保育		あり	月額11,300円又は 月額16,300円(※2)まで
従来制度(私学助成)の私立幼稚園		なし	月額25,700円まで
幼稚園の預かり保育		あり	月額11,300円又は 月額16,300円(※2)まで

※1 満3歳とは、通常の幼児教育と同じ日数・時間数のクラスに在園している児童のうち「3歳に到達した日から直後の3月31日までの期間」の児童をいいます。

※2 非課税世帯の満3歳の預かり保育は、上記※1の期間のみ月額16,300円が給付の上限となります。

【問合せ】 幼保無償化事務センター 044-246-2025 (平日 10:00～19:00)

川崎市 幼児教育・保育 無償化

検索

(2) 認可保育所等

保護者が仕事などのために日中家庭で保育できない小学校就学前の子どもを、保護者に代わって保育する施設です。保育所の開所日・開所時間は通常、月～土の延長保育時間を含め7:00～19:00又は20:00までですが、保護者が日曜・祝日にも仕事をしている場合に利用できる休日保育や、それよりも遅い時間帯に仕事をしている場合に利用できる夜間保育もあります。

入所にあたっては、各区児童家庭課にて事前相談・申請を受付けています。

また、詳細は市ホームページ又は各区児童家庭課で配布している「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」をご確認ください。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課

川崎市 保育所等の申込み手続き

検索

認可保育所等の保育料における経済的負担の軽減について

川崎市では、認可保育所等の保育料について経済的負担の軽減を次のとおり図っています。

①ひとり親世帯等（※）への対応

市民税所得割相当額が 77,100 円以下の場合、保育料が無料となります。

※ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属するものが以下に該当する世帯をいいます。

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- 療育手帳制度実施要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る）
- 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る）

②多子世帯への対応

保育料のきょうだい減免について、保護者と生計が同一のお子さんが 2 人以上いる場合、令和 6 年 4 月から、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第 2 子を半額、第 3 子以降を無料としました。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課

保育所等の入所等に係るひとり親世帯の優遇について

保育所等に入所する際に、申請が受入れ可能な人数を超えた場合には、利用調整が行われます。利用調整とは、市が定める利用調整基準に基づきランクや指数等を設定し、ランク・指数等が高いお子さんから内定とするものですが、自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等の保護者が就労内定の場合、通常申請時点での就労実績によりランク付けを行うところ、就労内定している条件でランク付けを行う等、加点項目を設けて入所しやすい環境整備を行っています。

また、認可保育所等の保育料についても、所得が少ないなどの一定基準を満たした場合に無料になる制度があります。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課

(3) 川崎認定保育園等保育料補助

開所日時や有資格者数、施設・設備等について市が定めた一定基準を満たし、市が独自に認定した川崎認定保育園に通園している子どもの保育料を補助します。

利用できる方

川崎市内在住で、児童が週 4 日以上通園しており、保護者が月 64 時間以上就労し、保育料を滞納していないなど、一定の要件を満たす児童の保護者の方

申請方法

通園している施設を通じて、年 1 回申請してください。

市民税所得割相当額	補助月額上限	
	0～2歳児補助額	3歳以上児補助額
321,700円未満の世帯	20,000円	5,000円
321,700円以上の世帯	10,000円	5,000円

※平成 30 年度から指定都市において税率が変更となりましたが、本補助金においては旧税率に換算のうえ、補助額を算定いたします。

※川崎認定保育園等保育料補助とは別に多子軽減制度として、第 2 子以降の場合で一定の要件を満たす方は、月額保育料から最大 16,000 円が軽減される制度もあります。

【問合せ】 幼保無償化事務センター 044-246-2025（平日 10:00～19:00）

(4) 幼稚園

義務教育とその後の教育の基礎を培うものとして、3歳以上の幼児を保育し心身の発達を助長することを目的とした学校教育施設です。

【問合せ】 (公社)川崎市幼稚園協会 044-711-8383 又は各幼稚園

(5) 幼稚園類似施設利用料等補助金

幼稚園類似施設(無認可幼児教育施設等)に通園している子どもの利用料等を補助します。

※認可幼稚園や保育所は対象になりません。対象となる施設については、お問い合わせください。

※原則、既に幼児教育・保育の無償化の給付を受けている場合は、対象外となります。

利用できる方

市内在住で幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、市の基準に該当する幼稚園類似施設に通園している3歳、4歳、5歳児の保護者の方

補助額

※所得制限はありません

幼児1人につき月額上限20,000円
(利用する施設等の過去3か年の平均月額利用料が20,000円を下回る場合は、当該平均月額利用料)

【申請方法】 原則、通園している施設を通して申請してください。

必要な書類は、別途施設を通じてお知らせします。

【問合せ】 こども未来局幼児教育担当 044-200-3179

(6) わくわくプラザ

すべての小学生を対象に、学校施設を活用して、児童の遊びや様々な活動支援を行っています。

利用料

無料(万が一に備えての保険への加入、行事への参加費、おやつ代は実費)

【開設時間】 月～金…放課後～18:00

学校が休みの日:

土曜日…8:30～18:00

月～金…8:00～18:00

【休室日】 日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【申込方法】 各小学校のわくわくプラザ室にて受付

(7) 子育て支援・わくわくプラザ事業

わくわくプラザを利用中の児童の保護者が、就労等によって18:00までのお迎えが難しい場合、19:00までの児童の居場所と安全を確保する事業です。※保護者のお迎えを原則とします。

利用料

月額2,500円

【場所】 各わくわくプラザ

【開設時間】 月～金 18:00～19:00

申込方法

事前の申込みが必要となります。

(8) こども文化センター

児童の健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的として、遊びや集団活動を通し、子どもの健全育成を図る施設です。集会室、図書室、遊戯室、学習室などがあります。

利用できる方

0歳～18歳までの児童、児童福祉関係者及び市民活動団体等

【開館時間】 9:30～21:00(日・祝日 9:30～18:00)

※保護者の同伴のない小学生以下の利用は18:00までです。

【休館日】 年末年始(12/29～1/3)

【場所】 市ホームページをご覧ください。

川崎市 こども文化センター

検索

(9) 病児・病後児保育施設

子どもが病気や病気の治りかけで、保育所や小学校に通うことができない時に、保護者に代わって一時的にお預かりする施設です。利用には、施設への事前登録が必要です。

利用できる方

川崎市(及び本市と相互協定を締結している横浜市及び町田市)に在住し、保育所等や小学校に通っている生後5か月～小学3年生までの児童

病児・病後児保育施設

施設名	所在地	アクセス	問合せ	病児/病後児
エンゼル川崎	川崎区藤崎 1-1-3 富有レジデンス 1	京急大師線 鈴木町駅 徒歩 12 分	044-201-6937	病児保育
エンゼル幸	幸区柳町 55-3	JR 南武線 尻手駅 徒歩 4 分	044-555-6741	病後児保育
エンゼル中原	中原区新城 3-5-1 新城中島ビル 3 階	JR 南武線 武蔵新城駅 徒歩 4 分	044-872-9137	病児保育
エンゼル高津	高津区二子 5-1-5	東急田園都市線 高津駅 徒歩 2 分	044-833-8872	病児保育
エンゼル宮前	宮前区土橋 7-25-15	東急田園都市線 宮前平駅 徒歩 13 分	044-789-9117	病児保育
エンゼル多摩	多摩区中野島 3-15-10	JR 南武線 中野島駅 徒歩 3 分	044-922-8724	病児保育
エンゼル麻生	麻生区栗木台 1-2-5	小田急線 栗平駅 徒歩 10 分	044-455-5473	病児保育

(10) 一時保育

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担の軽減やリフレッシュ(買物、映画等)などのため、週3日以内または月64時間に満たない範囲で、一時的に保育する事業です(市内在住の児童扶養手当受給世帯、被保護世帯、年収360万円未満世帯、市民税非課税世帯、里親に委託されている児童は無料です。また、多胎児やきょうだいの利用料が減免になる場合があります。)。なお、昼食代やおやつ代等は実費負担となりますので、各保育所へお問合せください。被保護世帯の児童は、昼食代・おやつ代が日額500円を上限に無料となります。

【問合せ】

各実施施設

川崎市 一時保育

検索

(11) 地域子育て支援センター事業

妊婦の方や、0歳から就学前のお子さんと保護者の方が、一緒に遊んだり、のんびり過ごせる場所です。専任のスタッフがおり、開所時間内はいつでも気軽に立ち寄れます。子育てに関する悩みなどの相談、情報の提供、講座の開催なども行っています。

利用料

無料

※一部の講座については実費負担があります。

【問合せ】

各施設又はこども未来局保育・子育て推進部子育て支援担当
044-200-3414

川崎市 地域子育て支援センター

検索

【実施場所】 市内に54か所あり、
開所日・開所時間はそれぞれ異なります。

(12) 子育て悠遊ひろば（母子・父子福祉センターサン・ライブ事業）

ひとり親家庭の親子に、サン・ライブの保育室を開放します。必要に応じて子育ての情報提供や育児相談を行っています。

【実施時間】 火・水・木・金 10:00～16:00
（母子・父子福祉センターでの講習会等の開催時は、実施しません。）
※事前予約制

【実施場所】 母子・父子福祉センターサン・ライブ保育室

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライブ
044-733-1166

(13) ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）

ひとり親家庭または寡婦の方が、一時的に日常生活にお困りの場合、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育のお手伝いをします。残業など就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合は定期的に利用することもできます（ただし、会社が決めた労働時間による就業を除きます。）。利用には、事前面談の上、登録が必要です。

支援の内容 **生活援助** ひとり親家庭や寡婦の方のお宅で、家事や身の回りのお世話、住居の清掃、生活必需品の買物等の日常生活のお手伝いをを行います。
子育て支援 家庭生活支援員のお宅や母子・父子福祉センターサン・ライブの保育室等での保育や、保育所の送迎等を行います。

【派遣の日数】 月10日（かつ一年度240時間）まで

利用料 無料

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライブ
044-733-1166

(14) ふれあい子育てサポート事業

育児の援助を行いたい方（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい方（利用会員）が、それぞれ、ふれあい子育てサポートセンターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う事業です。

利用できる方

市内在住で、生後4か月から小学校6年生までの子どもと同居している方

援助活動の内容

ヘルパー会員宅、地域子育て支援センター等でのお子さんの一時預かり、保育所・幼稚園や習い事への送迎など

利用料	
月～金の午前8時～午後6時	1時間 800円
土日祝及び年末年始（12/29～1/3）、月～金の上記以外の時間帯	1時間 900円

【減免制度】 児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯・住民税非課税世帯の方が事業を利用した際に支払った利用料の半額を助成します。（お子さん1人あたり1か月の上限24,000円）

サポートセンター名	所在地	アクセス	問合せ
あいいく	川崎・幸区	川崎区本町1-1-1 川崎あいいく保育園内	044-222-7555
タック	中原区	中原区宮内2-15-15 川崎市中部地域福祉事業所TACK内	044-948-8915
たまご	高津・宮前区	高津区溝口4-19-2 みぞのくち保育園内	044-811-5761
SORA（そら）	多摩・麻生区	多摩区菅稲田堤1-11-8 厚生館愛児園内	044-455-6600

(15) 日曜日保育

ショッピング、映画、美容院等理由を問わず、母子・父子福祉センターサン・ライヴで子どもを預かります。

保育対象

つくし会員である家庭の子ども
(2歳～小学校2年生)

【保育実施日】 毎月1・3・5日曜
(母子・父子福祉センター開所日)

【預り時間】 9:30～15:30

利用料

無料

【利用可能回数】 1家庭につき1か月1回

つくしの会の詳細は P63 をご覧ください。

【申込方法】 事前予約制(1か月前から実施日の8日前土曜日まで) 先着順

※ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)等の登録が必要です。(P44 参照)

【問合せ】 (一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

(16) 子育て支援サービス(シルバー人材センター)

シルバー人材センターの登録会員(60歳以上)が、保育所等への徒歩での送迎や保護者が帰宅するまでご自宅での見守りなど育児支援サービスを有料で行っております。詳細は各担当事務所までお問い合わせください。

【問合せ】 川崎・幸・中原区：南部事務所 044-222-1550

高津・宮前区：中部事務所 044-822-5031

多摩・麻生区：北部事務所 044-980-0131

(17) 子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)

保護者の病気や出産、育児、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、ご家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもをお預かりします。

利用できる方

市内在住の0歳～満12歳の子ども

利用料

※ひとり親家庭の場合(日額)

住民税非課税世帯の方…0円、

住民税課税世帯の方…0円～900円

事業名	施設名	所在地	利用できる方	申込み・問合せ
ショートステイ (宿泊)	しゃんぐりらこども家庭支援センター (しゃんぐりらベビーホーム)	幸区東小倉 6-1	市内在住の0～1歳児	044-520-3608
ショートステイ・ デイスティ (宿泊・日中利用)	かわさきさくら児童家庭支援センター (至誠館さくら乳児院)	多摩区菅稲田堤 1-10-5	市内在住の0～1歳児	044-944-3981
	あいせん児童家庭支援センター (すまいる)	川崎区浜町 2-22-16	市内在住の2歳～満12歳	044-201-4772
	SNG 児童家庭支援センター (新日本学園)	中原区木月伊勢町 3-3	市内在住の2歳～満12歳	044-711-8484
	まぎぬ児童家庭支援センター (川崎愛児園)	宮前区馬絹 1-24-5	市内在住の2歳～満12歳	044-863-7855
	はくさん児童家庭支援センター (白山愛児園)	麻生区白山 1-1-5	市内在住の2歳～満12歳	044-712-4073

※利用料等の利用条件は世帯状況等により異なります。詳細は施設にお問合せください。

※入退所は、原則保護者の送迎となりますが、状況により施設による送迎が可能な場合がありますので、詳細は施設にお問合せください。

2 育児の悩みの相談やサポート

(1) 母子・父子福祉センターサン・ライブ

(再掲) P11 参照

(2) 地域子育て支援センター事業

(再掲) P43 参照

(3) 子育て悠遊ひろば(母子・父子福祉センターサン・ライブ事業)

(再掲) P44 参照

(4) 児童相談所

(再掲) P14 参照

(5) 児童家庭支援センター

(再掲) P14 参照

(6) 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業

母親が出産前後で体を休めたい時や体調不良等のため、家庭において育児や家事を行うことが困難な場合にヘルパーを派遣し、育児や家事等をお手伝いします。

利用できる方

市内に居住する産前から産後6か月(例:1月1日がご出産の方は7月1日)を迎える日まで(多胎児の妊産婦については産後1年を迎える日まで)の妊産婦で、体を休めたい時や体調不良等により、昼間他に育児や家事を行う人がいない方

利用料

認定事業者によって異なります。

1回 1,650円～2,050円

※生活保護受給中または市民税非課税の世帯は、利用料が免除(無料)となります。

申請の際に、被保護証明書または世帯全体の非課税証明書が必要となる場合があります。

【派遣可能時間】 8:00～19:00

【派遣回数】 1回2時間以内、1日2回まで、延べ20回まで(多胎児の場合は延べ60回まで)

【申込方法】 原則、利用したい日の7日前までに、各認定事業者までお申込みください。

【問合せ】 こども未来局母子保健担当 044-200-2450

川崎市 産前産後

検索

(7) 産後ケア事業

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない、出産と育児の疲れから体調がよくないなど、出産後、産後ケア事業をご利用ください。医療機関や助産所に宿泊してケアを受ける「宿泊型」と、助産所等に日中通所してケアを受ける「日帰り型」、自宅でケアを受ける「訪問型」があります。

利用できる方

- ・市内に住所のある乳児とその母親
 - ・宿泊型・日帰り型：お子さまが生後4か月未満まで
 - ・訪問型：お子さまが生後1歳未満まで
- ※医療行為の必要がある方（処方薬の服薬や医療機関受診中など）は御相談ください。

内容

授乳や沐浴についての相談、乳房管理・トラブルケア、赤ちゃんのお世話の仕方や様子を見かたの相談・支援、母親の体調管理など

	宿泊型	日帰りロング型	日帰りショート型	訪問型	備考
利用日数	1泊2日～ 最大6泊7日まで	1回6時間 (原則10時～16時)	1回90分		お子様1人につき通算して7日以内の利用となります。 (例：双胎の場合14日以内の利用)
利用料金	1泊2日15,000円 (1日追加ごとに 7,500円追加)	1回7,500円	1回4,000円	1回5,000円	生活保護世帯は利用料金免除、市民税非課税世帯は宿泊型、日帰りロング型は1日2,500円、日帰りショート型、訪問型は無料です。

※母親一人につき、1日(回)2,500円、最大5回まで利用料金から減免されます(生活保護世帯及び市民税非課税世帯を除く)。

【利用申請】 e-KAWASAKI からオンラインで妊娠 32 週から申請可能

【問合せ】 こども未来局母子保健担当 044-200-2450

(8) 栄養食品支給

経済的に困難な家庭の乳児のために、乳児が満1歳に達するまで粉ミルクを支給します。

利用できる方

市民税非課税世帯の方等

【問合せ】

各区地域みまもり支援センター地域支援課

(9) ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)

(再掲) P44 参照

(10) ふれあい子育てサポート事業

(再掲) P44 参照

(11) 日曜日保育

(再掲) P45 参照

(12) 子育て支援サービス(シルバー人材センター)

(再掲) P45 参照

(13) 子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)

(再掲) P45 参照